

|                                                                                       |  |           |                              |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|------------------------------|----------|
| <div>岡山県公報</div>                                                                      |  | 目次        | ○ 公募型プロポーザル方式による特定役務の調達手続の実施 | 【公 告】    |
|                                                                                       |  |           |                              |          |
|                                                                                       |  | 発行<br>岡山県 | 担当課（室）                       | 災害廃棄物対策室 |
|  |  |           |                              |          |
|                                                                                       |  |           |                              | 目次       |
|                                                                                       |  |           |                              | 担当課（室）   |

〔四六七〕政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

平成三十年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

平成30年7月豪雨災害に係る災害廃棄物処理業務（以下「本件業務」という。）

(2) 調達業務の特質等

本件業務に係る説明書及び業務委託仕様書（以下「説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年6月30日まで

2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、3者以上で構成する共同企業体であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 本件業務について、2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

イ この公告の日（以下「公告日」という。）から契約締結の日までの間に、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。

ウ 公告日から契約締結の日までの間に、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 公告日から契約締結の日までの間に、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていないこと。

オ 公告日から契約締結の日までの間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者でないこと。

キ 共同企業体の構成員が個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、次に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

(7) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(4) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  
ク キ(7)から(ウ)までに掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ケ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体の代表者が県外に本店又は主たる事務所を有する場合は、当該代表者は次に掲げる要件のうちイを満たすものであること。この場合において、当該代表者以外の構成員のうち、少なくとも１者は県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、イ（県内の地方公共団体の長が許可したものに限る。）を満たすものであり、当該構成員以外のもは、ア又はイを満たすものであること。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第７条第１項又は第14条第１項の許可を受け、かつ、廃棄物の収集又は運搬の実施に関し実績を有していること。

イ 廃棄物処理法第７条第６項又は第14条第６項の許可を受け、かつ、廃棄物の破壊、選別等の実施に関し実績を有していること。

(3) 共同企業体の代表者が県内に本店又は主たる事務所を有する場合は、当該代表者は(2)に掲げる要件のうちイ（県内の地方公共団体の長が許可したものに限る。）を満たすものであること。この場合において、当該代表者以外の構成員は、ア又はイを満たすものであること。

### 3 説明書等の交付期間及び交付方法

#### (1) 交付期間

平成30年10月１日（月）から同月９日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）の午前９時

- (ただし，同月 1 日にあつては公告の時) から午後 5 時まで
- (2) 交付方法

岡山県環境文化部循環型社会推進課のホームページからダウンロードすること。  
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

4 参加表明書等の交付，提出等

- (1) 交付期間

3 (1) と同じ。

- (2) 交付方法

3 (2) と同じ。

- (3) 提出期限

平成30年10月 9 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

- (4) 提出場所及び提出方法

(6) の場所に持参又は郵送等 (書留郵便又は信書便によるものに限る。 5 (2) において同じ。) により提出すること。

- (5) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

- (6) 問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県環境文化部循環型社会推進課災害廃棄物対策室 (岡山県庁本庁舎 9 階)

電話 (086) 226－7923 (直通)

5 技術提案書の提出等

- (1) 提出期限

平成30年10月15日 (月) 午後 5 時まで (必着)

- (2) 提出場所及び提出方法

4 (6) の場所に持参又は郵送等により提出すること。

- (3) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

- (4) 問い合わせ先

4 (6) と同じ。

6 選考に関する事項

(1) 参加資格の審査

参加表明書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、平成30年10月11日（木）までに理由を付して通知するものとする。なお、当該者については、技術提案書の審査を行わない。

(2) 技術提案書の審査

ア 技術提案書を提出した者について、選定委員会において、別に定める評価基準に基づいて審査し、最優秀者及び次に優秀である者（以下「次点者」という。）を各1者選定する。

イ アにより選定した最優秀者及び次点者に対して、最優秀者又は次点者に選定された旨を通知するとともに、最優秀者又は次点者に選定されなかった者に対して、選定されなかった旨を理由を付して通知するものとする。

7 随意契約に係る見積書の徴取

選定委員会が選定した最優秀者を本件業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

8 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位  
日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(2) 詳細は、説明書等による。

9 Summary

(1) Subject of contract :

Procedure for Disposal of Waste from July 2018 Floods

(2) Deadline to submit participation declaration form :

5:00 P.M. 9 October 2018 (Tuesday)

(3) Deadline to submit technical proposal :

5:00 P.M. 15 October 2018 (Monday)

(4) Submit documents and direct inquiries to :

Disaster Waste Management Room, Recycling Society Promotion Division,  
Department of Environment and Culture, Okayama Prefectural Government

# 平成30年10月1日 岡山県公報 号外

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan

TEL 086-226-7923 (direct dialing)